

財務諸表に対する注記

社会福祉法人 勝央町社会福祉協議会

平成28年 3月31日 現在

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券：年度末において償却原価法により評価する。
- ② 上記以外の有価証券で時価のあるもの：会計年度末の時価をもって評価する。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

- ア 平成19年3月31日以前に取得したもの：残存価格を取得価格の10%とした定額法。耐用年数到来後も使用する場合は、備忘価格（1円）まで償却する。
- イ 平成19年4月1日以降に取得したもの：残存価格を0円とした定額法。償却累計額が当該資産の取得価格から備忘価格（1円）を控除した金額に達するまで償却する。

② 無形固定資産

- ア 残存価格を0円とした定額法。

(3) 引当金の計上基準

- ① 全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度：職員の将来の退職給付に備え、退職一時金制度に基づく期末要支給額により計上する。
- ② 岡山県民間社会福祉事業従事者共済制度：職員の将来の退職給付に備え、法人の負担する掛金相当額により計上する。

3. 重要な会計方針の変更

平成27年度から、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年7月27日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連盟通知）に基づき処理を行っている。

4. 法人で採用する退職給付制度

① 全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度（確定給付制度）に加入し、退職手当の額等は当法人給与規程による。対象となる職員は3名である。② 岡山県民間社会福祉事業従事者共済制度（確定給付制度）に加入し、退職手当の額等は当法人給与規程による。対象となる職員は3名である。

5. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の財務諸表（第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式）
- (2) 事業区分別内訳表（第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式）
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (4) 収益事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 法人運営事業（社会福祉事業）
 - ・ 「①法人運営事業」
 - イ 地域福祉推進事業（社会福祉事業）
 - ・ 「①企画広報事業」
 - ・ 「②地域福祉活動推進事業」
 - ・ 「③在宅福祉推進事業」
 - ・ 「④共同募金配分金事業」
 - ウ 受託事業（社会福祉事業）
 - ・ 「①生活福祉資金貸付事業」
 - ・ 「②日常生活自立支援事業」
 - ・ 「③地域支援事業」
 - ・ 「④地域子育て等支援拠点事業」
 - ・ 「⑤ファミリーサポートセンター事業」
 - エ 介護保険事業（社会福祉事業）
 - ・ 「①通所介護事業」
 - オ 葬儀用品等販売事業（収益事業）
 - ・ 「①葬儀用品等販売事業」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
合 計	1,000,000	0	0	1,000,000

7. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

第4号基本金(1,000,000円)を取り崩し、その金額を事業活動収支計算書の繰越活動増減差額の部に計上しました。

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

[貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要]

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車輛運搬具	7,620,399	6,727,119	893,280
器具及び備品	1,661,630	1,661,623	7
ソフトウェア	388,500	388,499	1
建物	196,350	196,349	1
合 計	9,866,879	8,973,590	893,289

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
利付国債5年 第124回	55,000,000	55,698,500	698,500
合 計	55,000,000	55,698,500	698,500

10. 重要な偶発債務

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の並びに資産、負債及び

純資産の状態を明らかにするために必要な事項

平成23年度基準への移行にあたり、第4号基本金1,000,000円を取り崩した。

以 上